

地方独立行政法人北海道立総合研究機構技術指導実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構(以下「道総研」という。)が行う技術指導に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 道総研が行う農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野に関する企業等(以下「外部」という。)からの依頼に基づく技術指導とは、次のとおりである。

- (1)外部からの依頼に基づき、道総研施設内または現地において、分析、調査等を行い、技術的な問題の解決に向け指導すること。
- (2)外部からの依頼に基づき、依頼者主催の委員会等の委員・アドバイザー等として、専門的見地に立った助言などを行うこと。
- (3)外部からの依頼に基づき、発表会・講演会等や刊行物・ホームページ等において、研究成果や知見を発表すること。

(技術指導の依頼)

第3 道総研に技術指導を依頼しようとする企業等(以下「依頼者」という。)は、技術指導依頼書(別記第1号様式)を当該試験研究機関(以下「当該機関」という。)の長に提出しなければならない。

(技術指導実施の可否)

第4 当該機関の長は、前項に規定する依頼があったときは、技術指導として実施するかどうかを決定し、依頼者に連絡しなければならない。

(費用の負担)

第5 第2の(2)及び(3)については、委員会・発表会・講演会等へ出席するため、現地への外勤または出張が必要となる場合、地方独立行政法人北海道立総合研究機構旅費規程(平成22年規程第29号)により、旅費を負担させることができる。

(成果の帰属)

第6 当該技術指導によって発生した発明等に係る権利については、原則として企業等に帰属するものとする。ただし、当該機関の長と企業等との協議の上、共有することができる。

2 前項により共有する場合は、当該機関の長と企業等が協議してその持分を定める。

(賠償責任)

第7 技術指導を受ける者の責任により、道総研の設備その他財産に対し損害を与えた場合は、依頼者が当該物品を原形に復元するなどの方法により、その賠償責任を負うものとする。

2 指導を受ける者が指導期間中、自己の責任により負傷等を被った場合は、道総研は賠償の責任を負わない。

(技術指導の記録)

第8 技術指導を行った機関は、技術指導記録簿(別記第2号様式)に内容を記載し、保

管するものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。